

## 平成25年第1回皆野町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
4月5日（金）	
○開会及び開議	5
○議案等の説明のため出席した者の紹介	5
○異動職員の紹介	5
○町長挨拶	6
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	7
○町長提出議案の報告及び一括上程	7
○承認第1号の説明、質疑、討論、採決	7
・承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（皆野町税条例の一部を改正する条例）	
○承認第2号の説明、質疑、討論、採決	9
・承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（皆野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	
○承認第3号の説明、質疑、討論、採決	11
・承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度皆野町一般会計補正予算（第6号））	
○発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
・発議第3号 西武秩父線の存続・維持を求める決議	
○議決事件の字句及び数字等の整理	15
○閉会について	16
○閉 会	16

○ 招 集 告 示

皆野町告示第30号

平成25年第1回皆野町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成25年4月2日

皆野町長 石木戸 道 也

1 期 日 平成25年4月5日

2 場 所 皆野町役場

- 3 付議事件
- (1) 専決処分の承認を求めることについて（皆野町税条例の一部を改正する条例）
  - (2) 専決処分の承認を求めることについて（皆野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
  - (3) 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度皆野町一般会計補正予算（第6号））
  - (4) 西武秩父線の存続・維持を求める決議

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1番	小	杉	修	一	議員	2番	宮	前	司	議員	
3番	常	山	知	子	議員	4番	若	林	光	雄	議員
5番	大	澤	金	作	議員	6番	新	井	達	男	議員
7番	新	井	康	夫	議員	8番	大	野	喜	明	議員
9番	大	澤	徑	子	議員	10番	林			豊	議員
11番	四	方	田	実	議員	12番	内	海	勝	男	議員

不応招議員（なし）

## 平成25年第1回皆野町議会臨時会

平成25年4月5日（金曜日）

議事日程（第1号）

- 1、開 会
- 1、開 議
- 1、議案等の説明のため出席した者の紹介
- 1、異動職員の紹介
- 1、町長挨拶
- 1、議事日程の報告
- 1、会議録署名議員の指名
- 1、会期の決定
- 1、町長提出議案の報告及び一括上程
- 1、承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて（皆野町税条例の一部を改正する条例）の説明、質疑、討論、採決
- 1、承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（皆野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の説明、質疑、討論、採決
- 1、承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度皆野町一般会計補正予算（第6号））の説明、質疑、討論、採決
- 1、発議第 3号 西武秩父線の存続・維持を求める決議の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議決事件の字句及び数字等の整理
- 1、閉会について
- 1、閉 会

午後1時00分開会

出席議員（12名）

1番	小杉修一	議員	2番	宮前司	議員
3番	常山知子	議員	4番	若林光雄	議員
5番	大澤金作	議員	6番	新井達男	議員
7番	新井康夫	議員	8番	大野喜明	議員
9番	大澤径子	議員	10番	林豊	議員
11番	四方田実	議員	12番	内海勝男	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	石木戸道也	副町長	土屋良彦
管理兼 会計課長	村田晴保	教育長	山口喜一郎
総務課長	川田稔久	町民生活 課長	四方田勝吉
健康福祉 課長	浅見広行	税務課長	大澤康男
産業観光 課長	大塚宏	建設課長	小宮健一
教育次長	高橋修	代表 監査委員	田島伸一

事務局職員出席者

事務局長	吉橋守夫	書記	山田巖
------	------	----	-----

◎開会及び開議の宣告

(午後1時00分)

- 議長（大澤径子議員） ただいまの出席議員は12人で、定足数に達しております。これより平成25年第1回皆野町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

- 議長（大澤径子議員） 本臨時会の説明者として出席された方は、参与席の諸君でございます。



◎異動職員の紹介

- 議長（大澤径子議員） 次に、執行部より4月1日発令の人事異動に伴う異動課長職の紹介について申し入れがありましたので、土屋副町長より紹介をお願いいたします。

副町長。

〔副町長 土屋良彦登壇〕

- 副町長（土屋良彦） こんにちは。本年度もどうぞよろしく申し上げます。

4月1日付人事異動を発令しましたので、参与席の異動した職員を紹介いたします。

総務課長の川田稔久でございます。

- 総務課長（川田稔久） よろしく申し上げます。

- 副町長（土屋良彦） 町民生活課長の四方田勝吉でございます。

- 町民生活課長（四方田勝吉） よろしく申し上げます。

- 副町長（土屋良彦） 税務課長の大澤康男でございます。

- 税務課長（大澤康男） よろしく申し上げます。

- 副町長（土屋良彦） 産業観光課長の大塚宏でございます。

- 産業観光課長（大塚 宏） よろしく申し上げます。

- 副町長（土屋良彦） 会計管理者兼ねて会計課長の村田晴保でございます。新たに給食センター所長からの昇格でございます。

- 会計管理者兼会計課長（村田晴保） よろしく申し上げます。

- 副町長（土屋良彦） 議会事務局長の吉橋守夫でございます。

- 事務局長（吉橋守夫） よろしく申し上げます。

- 副町長（土屋良彦） 教育次長の高橋修でございます。

- 教育次長（高橋 修） よろしく申し上げます。

- 副町長（土屋良彦） 平成25年度も参与席一同、心新たに緊張感と新たな使命感を持って取り組んでまいりますので、どうぞよろしく申し上げます。

以上で紹介を終わります。

---

◇

◎町長挨拶

○議長（大澤径子議員） 次に、本臨時会の開会に当たり、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許します。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 皆さん、こんにちは。開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ことしの桜は大変早く開花しましたが、その後は「春に3日の晴れなし」と言われるような天候により、満開状態が長く続いております。このようなさなか、春の選抜高校野球大会において、快進撃を続けていた埼玉浦和学院が決勝戦においても17対1で大勝し、圧倒的な強さで見事初優勝を飾りました。埼玉県勢では、45年ぶりの全国制覇という明るいビッグな話題に沸いた新年度の始まりになりました。

本日は、平成25年第1回皆野町議会臨時会を招集いたしましたところ、ご多用中にもかかわらず、全員のご出席をいただき開会できますことに対し厚くお礼を申し上げます。議員各位を初め多くの皆様のご協力をいただき、平成24年度の事務事業も予定どおり終わりました。重ねて御礼を申し上げる次第であります。また、平成25年度におきましても、新たな体制で各種事務事業に積極的に取り組んでまいりますので、よろしくご支援、ご協力をいただきますようお願いを申し上げます。

本日の臨時会は、議員3名からの皆野町議会臨時会招集請求書において、付議すべき事件とした西武秩父線存続・維持を求める皆野町議会の決議と町長提出議案として専決処分3件の承認を求めるものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げまして、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

---

◇

◎議事日程の報告

○議長（大澤径子議員） 本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。

---

◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（大澤径子議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、

12番 内海勝男議員

1番 小杉修一議員

を指名いたします。

---

◇

◎会期の決定

○議長（大澤径子議員） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

---

◇

◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（大澤径子議員） 日程第3、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

本臨時会に町長から提出された議案は、ご配付いたしましたとおり、承認第1号から承認第3号までの3件でございます。議案内容の説明は、それぞれの議案が議題に付された際に求めることにいたします。

なお、議案内容については、要約して説明願います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。

---

◇

◎承認第1号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第4、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（皆野町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本議案で承認を求めますのは、皆野町税条例の一部を改正する条例でございます。地方税法等の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されました。このため、皆野町税条例の一部を改正することが必要となり、急を要するため専決処分したものでございまして、地方自治法第179条第3項の規定により、本案を提出するものでございます。

ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 税務課長に議案内容の説明を求めます。

税務課長。

〔税務課長 大澤康男登壇〕

○税務課長（大澤康男） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、皆野町税条例の一部を改正

する条例について、内容をご説明申し上げます。

平成25年度税制改正においては、現下の経済情勢等を踏まえ、日本経済再生に向けた緊急経済対策関連の税制措置や金融所得課税の一体化等の措置を講じるとともに、個人住民税における住宅ローン控除の延長・拡充、東日本大震災からの復興を支援するための税制上の対応を講じるほか、延滞金、還付加算金の利率の引き下げなどの地方税法の改正が行われました。

今回の皆野町税条例の改正の主なものは、延滞金の割合の特例と東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例です。改正条例の次に新旧対照表を添付してございますので、ごらんください。なお、説明に当たりましては、条項等の削除による単に条文番号等の繰り上げ等で、改正内容に影響のないものにつきましては、説明を省略させていただく場合がございますので、あらかじめご了承願います。

新旧対照表の1ページをお開きください。第54条は、固定資産税の納税義務者等を規定してございますが、第5項の改正は、旧独立行政法人緑資源機構法及び旧農用地整備公団法が廃止となったため削除するものです。

3ページをお開きください。131条は、特別土地保有税の納税義務者等を規定してございますが、先ほどの改正と同様、旧独立行政法人緑資源機構法が廃止となったため削除するものです。

4ページをお開きください。附則第3条の2、延滞金の割合等の特例でございますが、現行の割合を引き下げる改正でございます。新旧対照表の一番後ろに参考として表を添付してございますので、ごらんください。左の表の太枠内が延滞金の現行の割合です。本則では、法定の期限を徒過し、履行遅滞となった納税者に課される延滞金の割合は14.6%であります。納期限後1カ月以内は、早期納付を促す観点から、低い利率にして7.3%です。それを現行の特例として4.3%にしております。このたびの改正は、延滞金の割合は14.6%を9.3%に、納期限後1カ月以内は4.3%を3.0%にするというものです。

9ページをお開きください。附則第22条の2は、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例を規定しておりますが、見出しを東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例と改めました。一般的には居住用財産を売却した場合には、3,000万円の特別控除という特例の適用がございしますが、この特別控除を受けるには、自分が居住している家屋であるとか、居住しなくなってから3年以内に売却するなどの一定の要件がございします。東日本大震災により被災された方には、特例として期限を3年から7年に延期しておりますが、今回の改正では、家屋が滅失し、居住できなくなった家屋の敷地を震災後に相続して、その土地を譲渡した場合においても、従来からの所有者とみなされ、この特例が受けられることとなります。

改正条例の4ページにお戻りください。附則の第1条第1号、施行期日でございますが、第34条の7第2項の寄附金税額控除、先ほどご説明いたしました附則第3条の2、第4条の延滞金の利率の改正規定等は、平成26年1月1日からの施行でございます。

以上で承認第1号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） 一番最後の表を眺めてみたのですけれども、貸出約定平均金利なるものが存在するみたいなのですが、これは内訳どのようなものでしょうか。貸出約定平均金利です。

○議長（大澤径子議員） 税務課長。

- 税務課長（大澤康男） これについては、国内の銀行からの貸し出しの金利のことだということでございます。
- 議長（大澤径子議員） 1番、小杉修一議員。
- 1番（小杉修一議員） そうすると現状においてそれが2%だという認識でいいわけでしょうか。
- 議長（大澤径子議員） 税務課長。
- 税務課長（大澤康男） 今の時点では、これは金利の平均をいまして、前々年の10月から前年9月における平均ということでありまして、今は1%ということになっています。それで、この四角の中にありますけれども、特例基準割合がプラス1%ということ、2%ということ、貸出約定平均金利は1%です。
- 以上です。
- 1番（小杉修一議員） 了解しました。
- 議長（大澤径子議員） 他に質疑はございますか。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（大澤径子議員） これをもって質疑を終結します。
- 続いて、討論を行います。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。
- これより承認第1号を採決いたします。
- 本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
- 〔「異議なし」と言う人あり〕
- 議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。
- よって、承認第1号は原案のとおり可決されました。



#### ◎承認第2号の説明、質疑、討論、採決

- 議長（大澤径子議員） 日程第5、承認第2号 専決処分承認を求めることについて（皆野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。
- 町長に提案理由の説明を求めます。
- 町長。
- 〔町長 石木戸道也登壇〕
- 町長（石木戸道也） 承認第2号 専決処分承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。
- 本議案で承認を求めますのは、皆野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。地方税法等の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されました。このため、皆野町国民健康保険税条例の一部改正することが必要となり、急を要するため専決処分をしたものでございまして、地方自治法第179条第3項の規定により本案を提出するものでございます。
- ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。
- 議長（大澤径子議員） 税務課長に議案内容の説明を求めます。

税務課長。

〔税務課長 大澤康男登壇〕

○税務課長（大澤康男） 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、皆野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、内容をご説明申し上げます。

平成25年度税制改正において、国民健康保険税の一部も改正されました。平成20年度の後期高齢者医療制度の創設に伴い、従来国民健康保険に加入していた75歳以上の方についても、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行することとなりました。国民健康保険の加入世帯でこれまで国民健康保険の被保険者であった方が75歳となり、後期高齢者医療制度に移行したことにより、同一世帯の国民健康保険の被保険者が1人だけとなった世帯を特定世帯といいますが、特定世帯については、特例措置として移行後5年間は世帯別平等割額を2分の1軽減する措置がございます。この措置は5年間しか適用されない措置のため、平成25年度以降この措置の適用が受けられない世帯が生じてきます。急激な負担増を避けるため、激変緩和のための措置として、移行後6年目から8年目までの間にある世帯を特定継続世帯として、3年間は世帯別平等割額を4分の1軽減する措置を加える改正でございます。

改正条例の次に、新旧対照表を添付してございます。新旧対照表の1ページをお開きください。第5条の2は、国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額を規定してございまして、冒頭でご説明しましたが、5年間は特定世帯であります。その後の3年間は特定継続世帯とするものです。第3号で、特定継続世帯の世帯別平等割額を1万4,000円の4分の3の1万500円を追加する改正でございます。

2ページをお開きください。第21条は、国民健康保険税の減額であります。第1号は、6割軽減世帯の平等割額を規定してございまして、第1号、ロ、(三)として、先ほどと同様に、特定継続世帯の世帯平等割額を8,400円の4分の1の2,100円を追加する改正でございます。

3ページをお開きください。第21条第2号は、4割軽減世帯の平等割額を規定してございまして、第2号、ロ、(三)として、先ほどと同様に、特定継続世帯の世帯平等割額を5,600円の4分の1の1,400円を追加する改正でございます。

附則第15条は、条項ずれの修正です。

改正条例にお戻りください。附則でございます。この条例は、平成25年4月1日から施行いたします。ただし、附則第15項の改正規定は、平成26年1月1日から施行するものです。

以上で承認第2号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

7番、新井康夫議員。

○7番（新井康夫議員） 7番。基本的なことをお聞きします。

まず、町長からの先ほどの提案理由ということでございますと、地方自治法の第179条第3項というふうには私は聞こえたのですが、ここにある承認1号、2号、3号、これに関しましては、文章で第179条第1項となっているのですが、どちらが正しいのでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 7番、新井康夫議員の質問にお答えをいたします。

地方自治法第179条第1項については、専決処分について定めております。その専決処分をしたものについて報告する条項が第179条の第3項でございます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 7番、新井康夫議員。

○7番（新井康夫議員） はい、わかりました。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） これがこのとおりですと、特定継続世帯なる方のところは、実質3,500円どうも5年を経過したということが上がっていく感じですよ。その特定継続世帯という方はどのぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 税務課長。

○税務課長（大澤康男） 課税のベースでしか数が数えられないのですけれども、24年度の課税のベースでいきますと、その前の特定世帯というのが1万4,000円が7,000円になっている特定世帯が240世帯あります。それが5年で24年をもって特例を切れる方が特定継続世帯になりますけれども、その方については70世帯ということで課税段階では把握しております。

以上です。

○1番（小杉修一議員） はい、結構です。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより承認第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、承認第2号は原案のとおり可決されました。



### ◎承認第3号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第6、承認第3号 専決処分承認を求めることについて（平成24年度皆野町一般会計補正予算（第6号））を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 承認第3号、平成24年度皆野町一般会計補正予算（第6号）を平成25年3月27日付をもって専決処分いたしました。ここに専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出それぞれ5,258万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を41億5,991万7,000円といたし

ました。

歳入において、各種交付金、地方交付税が確定したことによる追加補正であります。

歳出におきましては、民生費において財源内訳の変更や減債基金積立金の増額です。

本案をご承認いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 川田稔久登壇〕

○総務課長（川田稔久） 承認第3号、専決処分をいたしました平成24年度皆野町一般会計補正予算（第6号）の承認を求めることについて、内容の説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,258万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億5,991万7,000円とするものでございます。

2ページから3ページが第1表、歳入歳出予算の補正でございます。

4ページをお開きください。4ページ、第2表、繰越明許費の補正は、3月10日に発生した突風により被害を受けた皆野幼稚園物置・フェンスの修繕事業に係る経費を平成25年度に繰り越すものでございます。

水色の仕切りから次が歳入歳出補正予算事項別明細書になります。事項別明細書3ページをお開きください。歳入からご説明を申し上げます。款3利子割交付金から次の4ページ、款11交通安全対策特別交付金までは、いずれも交付額の決定による補正でございます。

主なものは、4ページ、款10地方交付税6,564万円の追加で、特別交付税の交付額の決定によるものでございます。なお、平成24年度の特別交付税の交付額は1億7,338万3,000円となりました。

同じく4ページ、款17寄附金、項1寄附金、目1一般寄附金1万1,000円の追加は、横瀬町の株式会社松崎住宅産業様から町振興資金としてご寄附いただいたものをありがたく頂戴するものでございます。

同じく4ページ、款18繰入金、項1基金繰入金、目2地域福祉基金繰入金は1,200万円の減額、目4財政調整基金繰入金953万4,000円の減額は、特別交付税の追加等により、財源が確保されたことに伴うものです。

5ページ、款20諸収入、項5雑入、目1雑入87万9,000円の追加は、降雪による幼稚園舎の天窓の破損に係る建物共済金を受け入れるものでございます。

続いて、歳出についてご説明申し上げます。6ページをごらんください。上段の款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費及び目5老人福祉センター費、その下、款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費は、先ほど歳入で説明いたしました地域福祉基金からの繰り入れを取りやめたことによる財源内訳のみの補正でございます。

同じく6ページ、中段の款10教育費、項4幼稚園費、目1幼稚園費、款10教育費、項5社会教育費、目1社会教育総務費の追加は、既定の予算の不足によるものでございます。

6ページ最下段から7ページ、款12公債費、項1公債費、目2利子24万6,000円の減額は、利率の見直しによるものでございます。

7ページ、款13諸支出金、項2基金費、目2減債基金費5,274万8,000円の追加は、平成23年度の剰余金を地方財政法第7条の規定に基づき積み立てるものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成24年度一般会計補正予算（第6号）の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 歳出のほうの6ページ、つい先ほど言われたところですが、款10教育費、項4幼稚園費、それからその下の同じく教育費の社会教育費、学校医等の報酬、それから社会教育委員報酬というのですが、学校医等の関係ですと、何か不測の予防注射でもあったのかなんていうふうに考えていたのですが、今の説明ですと、予算に不足が生じたというようなことだったのですが、当初の予算から以上の予定から外れたということなののでしょうか、それとも何か不測の事態ということなののでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 教育次長。

○教育次長（高橋 修） 10番、林議員さんの質問にお答えいたします。

これは積算誤りによる不足ということで、6万8,000円の増ということになっております。

以上です。

○10番（林 豊議員） 社会教育費のほうは。

○教育次長（高橋 修） 済みません。失礼しました。

それから、社会教育費の報酬については、こちらについては社会教育委員報酬のほうの勤務日数の増による不足でございます。

以上でございます。

○10番（林 豊議員） 結構です。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 4ページの繰越明許費の関係なのですが、総務課長のほうから3月10日の突風による関係ということで説明がされたのですが、10日は日曜日だったというふうに記憶しているのですが、そういったことで園は休みで、園児等はいなかったと思うのですが、そういったことも含めて大事に至らなかったのかなというふうに思うのですが、聞くところによりますと、プレハブの小屋が飛ばされたということで、今後の修繕というか、こういった形できちんと基礎に据えつけるとか、そういったことも含めてもう検討されているかと思うのですが、具体的に修繕の内容についてお聞きしたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 教育長。

○教育長（山口喜一郎） 内海議員さんのご質問ですけれども、当日はあそこのところは本当の突風で、用具を入れておくプレハブの建物がそっくりそのまま車庫と幼稚園の間に上向きに飛ばされました。それにあわせて、そのそばにあった垣根も一緒に飛ばされたということです。あれほど重いものは飛ばされることを想定していなかったと思うので、そっくり置いたままだった。今回は下からコンクリートでボルトでとめて、そして新しい建物を設置する予定であります。ただ、基礎のほうは全部できたのですけれども、まだ物がそろわないので、25年度に繰り越したということでやらせていただいています。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） わかりました。恐らくこのような簡易な小屋とか、建物というか、そういうのはそうはないと思うのですが、特に学校とか、教育現場のところでもう一度同じような災害というか、事故のないように十分点検をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

11番、四方田実議員。

○11番（四方田 実議員） 6ページの歳出についてが一番下の公債費、項1公債費、目2利子、これが当初予算が4,664万3,000円、これ利子でこんなになるのか、これは償還金も含めてだと思えるのですが、それで償還金も含めての利子ということなのでしょうか。それで、補正が24万6,000円減額ということなのですから、これ一時借入金利子が24万6,000円減額、これはどんなときにこの一時借入金というようなこと、それからどこから、利子はどのぐらいで、利率ですか、これはどんなふうになっているのかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 11番、四方田議員さんのご質問にお答えをいたします。

お尋ねがございました6ページ、款12公債費、目2利子でございますが、これは借り入れました起債の償還に充てます利子も含まれてございます。一時借入金に係る利子につきましてはの補正でございまして、一時借入金につきましては、当初予算で借り入れの最高額は1億5,000万円と定めております。この最高額を60日間、3%の利子で借りる予定で当初見込んでおりましたが、利率を2%として見直しをしたために、減額の24万6,000円という補正をさせていただいたものでございます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 11番、四方田実議員。

○11番（四方田 実議員） そうすると、補正して4,639万7,000円というのは、利子だけではないということですね。利息をこんなに払うわけではないですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○11番（四方田 実議員） それは内訳はいいけれども、どういう、大方の内容をお願いします。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） お答えをいたします。

利子だけではございません。借り入れました起債の償還金も含まれてございます。

○11番（四方田 実議員） はい、わかりました。ありがとうございます。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより承認第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、承認第3号は原案のとおり可決されました。

---

◇

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第7、発議第3号 西武秩父線の存続・維持を求める決議を議題といたします。

ご配付いたしました発議第3号を事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（大澤径子議員） 提出者に提案理由の説明を求めます。

10番、林豊議員。

〔10番 林 豊議員登壇〕

○10番（林 豊議員） 10番、林豊です。さきの定例会の前後から西武秩父線に関してこのような先ほど朗読いただきましたような事態が発生しております。この事態については、日々流動的なことがあるわけですが、秩父5市町の議会が同じように合わせて決議を出すことによって、少なくともまずは西武秩父線の存続・維持ということに重きを置いてやっていこうということでもあります。その後の動きによっては、いろんな不足の、不足というのはつけ加えるという意味ですが、のこともあるかとは思いますが、まずはこの存続維持を求める決議というのを一緒になって提出をして、ともかくここにあるとおり、西武秩父線の存続維持を図ろうということですので、議員諸氏の賛成をいただきまして、この決議を出していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより発議第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議がありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

---

◇

◎議決事件の字句及び数字等の整理

○議長（大澤径子議員） ここで、字句等の整理についてお諮りいたします。

会議規則第45条の規定により、会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。



◎閉会について

○議長（大澤径子議員） お諮りいたします。

本臨時会の会議に付議された事件はすべて終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会は本日で閉会することに決定いたしました。



◎閉会の宣告

○議長（大澤径子議員） これで本日の会議を閉じます。

平成25年第1回皆野町議会臨時会を閉会します。

閉会 午後 1時49分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成25年 月 日

議 長 大 澤 径 子

署 名 議 員 内 海 勝 男

署 名 議 員 小 杉 修 一